

○大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱

令和8年8月31日

8こ保発第12274号

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満までの児童を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子供の健やかな成長を図ることに加え、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援することにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ることを目的とする。併せて、その経費の一部を予算の範囲内で補助するに当たっての算定基準等を規定し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、別記第1に規定する事業とする。

(補助対象施設)

第3条 この補助金の対象となる施設は、別記第1に規定する実施事業所とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、補助事業を実施するための経費で、別表に定めるものとする。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された補助所要額の合計額とする。

(1) 定期的な預かり

別表の1に定める補助基準額と、補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(2) 開設準備経費

別表の2に定める補助基準額と、補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 利用者負担額の無償化

別表の3に定める補助基準額の合計額と、園が定める利用者負担額の合計額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助条件)

第6条 区長は補助金の交付に当たって、別記第2の補助条件を付するものとする

(実施・変更・休止・廃止の申請)

第7条 補助事業を実施しようとする者又は補助事業を変更し、若しくは休止、廃止しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。また、補助事業を変更、休止又は廃止し

ようとする場合は、区と事前に協議した上で提出しなければならない。

（申請の承認）

第8条 区長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、申請内容を承認する場合は、大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業に係る承認通知書（別記第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

（交付申請）

第9条 申請者は、5条に掲げる補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 区長は、前条の規定による交付申請が適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により交付申請を行った者に通知する。

2 区長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（変更交付申請）

第11条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後の事情の変更により申請内容を変更しようとする場合は、区長が別に定める期日までに大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第12条 区長は、前条の規定による変更申請が適当と認める場合は、補助金の変更交付を決定し、大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 第10条又は第12条の規定による交付決定を受けた補助事業者は、区長が別に定める期日までに大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付請求書（別記第7号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 区長は、補助事業者から前条の請求があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の遂行命令）

第15条 区長は、補助事業者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることができる。

(事業実績報告)

第16条 この要綱に定める補助事業を実施した補助事業者は、事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに、大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金実績報告書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 区長は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金額確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の精算)

第18条 補助事業者は、補助事業者は、前条の通知を受領したときは、速やかに大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金精算書（別記第10号様式）を区長へ提出しなければならない。

2 前項による精算の際、概算交付した額に過払いが生じたときは、補助事業者は定められた期限までにこれを返納しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 区長は、前条による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることがある。

2 第16条による実績報告は、前号の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(決定の取消し)

第20条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第21条 区長は、前条又は別記第2により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者に対しその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第20条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金

(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 3 年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の計算)

第23条 前条の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第24条 補助事業者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(雑則)

第25条 補助金の交付に関して、この要綱に定めるもののほか、大田区補助金等交付規則(平成26年規則第27号)に定めるところによるとともに、その他必要な事項はこども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱において同日までに補助金の交付の決定を受けている者については、引き続き効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、東京都が多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金事業を廃止した場合は、当該事業の廃止日をもって、この要綱はその効力を失う。ただし、この要綱において廃止日までに補助金の交付の決定を受けている者については、引き続き効力を有する。
- 4 大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱(令和5年11月28日付けこ保発第14234号)及び大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱(令和5年11月28日付けこ保発第14235号)は廃止する。ただし、これらの要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者については、なおその効力を有する。

別記第 1（第 2 条関係）

補助対象事業

1 対象児童

本事業の対象となる児童は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 区内に住民登録を有する児童

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付の認定を受けている児童

ウ 同一の実施事業所においてのみ、大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第72号）（以下「認可条例」という。）第21条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業を月10時間継続して利用した児童

2 実施事業所

本事業を実施する事業所は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 大田区乳児等通園支援事業の実施及び認可等事務取扱要綱（令和7年11月13日付け7こ子発第12740号。以下「認可要綱」という。）に基づく認可を受け、かつ、支援法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者としての確認を受けた事業者が運営する事業所

イ 認可条例第21条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業を実施している事業所

3 定期的な預かり

（1）利用方式は、1に規定する対象児童に対して、前項に規定する実施事業所において一定程度継続的に預かりを実施することを基本とすること。

（2）実施方式は、認可条例第21条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業により実施すること。

4 設備及び人員基準

認可要綱及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に規定する基準を準拠すること。

5 実施日数

実施日数は、ニーズや受入体制を考慮の上、適切に設定すること。

6 利用申込

（1）利用者の申込みは、補助事業者に対して直接行うものとする。

（2）本事業における申込みの受付は、実施事業所の開所時間内において随時行うこととし、補助事業者が利用申込みの可否を行う。

（3）申込みに当たっての様式及び利用決定までの手順のうち、前号に定めのないものは、補助事業者が別に定めるものとする。

（4）利用に当たっては、補助事業者と利用者間で必ず書面で契約することとし、利用契約は、次項7の規定を遵守しなければならない。

7 利用契約等

(1) 補助事業者は、利用を希望する者と次に掲げる事項を含む契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

ア 対象児童の氏名及び生年月日

イ 利用者の氏名及び住所

ウ 利用時間及び利用期間

エ 次項8に定める利用者負担額の金額、支払の方法等

オ 解約時の利用者負担額の取扱い

(2) 補助事業者は、利用契約の締結に当たり、利用を希望する者に対し重要事項について、説明すること。

(3) 利用契約に係る契約書は2通作成し、補助事業者及び当該利用契約を締結した利用希望者（以下「利用者」という。）の双方で各1通を保有すること。

8 利用者負担額

(1) 補助事業者が必要とする場合には、あらかじめ利用者負担額を設定することができる。

(2) 前号に定める利用者負担額は、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,400円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり48,000円を上限とする。また、1日8時間を超える利用の場合は、1時間当たり300円を上限に、別途延長のための利用者負担額を徴収することができる。なお、延長料金は前項の（2）に定める重要事項に明記すること。

(3) 大田区多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱第5条第1項第3号に定める利用者負担額には、基本の利用者負担額のほか、預かりに直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費及びこれらにかかる消費税相当分を含み、補食代は含まないものとする。なお、実費徴収に当たっては、私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（令和元年9月18日31こ保発第12458号）等に準じることとし、事務手数料、入会金、登録料等、保育の実施に直接関わらない費用を徴収することはできないこととする。

(4) 利用者が契約の解除を申し出た日が、補助事業者が定める申し出の期日を超過した場合であっても、補助事業者は、当該解除月の翌月以降に係る利用者負担額補填のための費用を徴収することはできない。

(5) 利用者負担額は、補助事業者が定める方法により、利用者が納付しなければならない。

(6) 補助事業者は、利用者が利用者負担額を納付しないときは、その後の利用を拒むことができる。また、利用者の都合で本サービスを利用しなかった場合は利用者負担額を返還しないことができる。

9 報告、助言及び指導等

(1) 補助事業者は、本事業の実施に当たり、その利用実績を別に定める方法により定期的に区長に報告すること。

(2) 区長は、本事業に関し、必要があるときは、いつでも補助事業者に報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

(3) 区長は、次の各号に掲げる事項について、補助事業者に助言又は指導を行うこ

とができる。

ア 預かり内容等に関すること。

イ 本事業に関する事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。

ウ その他区長が必要と認めること。

10 その他、実施に当たって留意が必要な事項

- (1) こども誰でも通園制度の実施に関する手引を踏まえ、児童の育ちに関する計画や記録を作成すること。
- (2) 実施事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該児童の受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに区に報告しなければならない。
- (3) 実施事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、区に報告するとともに、区と協力し、関係機関との連携を図ること。
- (4) 対象となる児童を養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、その他の必要な援助を行うこと。
- (5) 本事業の実施に当たっては、各実施施設等の運営に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- (6) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針に準じ、本事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければいけない。
- (7) 預かり中に事故が生じた場合には、大田区特定乳児等通園支援事業運営費支給要綱（令和8年4月28日8こ子発第10291号）第9条に準じて、速やかに報告すること。
- (8) 補助事業者は、対象児童に対する本事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに大田区及び当該対象児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (9) 補助事業者は、対象児童に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (10) 利用当日に預かりの利用がない場合には、対象児童の状況を確認するとともに、必要に応じて、利用の促進を行うこと。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (11) 対象児童の家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関と情報共有すること。
- (12) 支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となる児童に準じ、児童の健康状態の把握に努めること。ただし、全ての児童について健康診断等を一齐に実施することが困難な場合には、利用者から個別に診断書を徴することとしても差し支えない。
- (13) 本事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- (14) 補助事業者は、当該本事業の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た対象児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (15) 補助事業者は、特定教育・保育施設等、他の本事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、対象児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により対象児童に係る保護者の同意を得ておかなければならない。
- (16) 給食等の提供については、実施事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

別記第2（第6条関係）

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（令和5年4月1日付こども家庭庁告示第九号）に定める期間を経過するまで区長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

4 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

5 補助事業の実施期間

補助事業は、事業実施年度の3月31日までに完了しなければならない。

6 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

7 状況報告

区長は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し補助事業者に対し報告を求めることができる。

8 書類の整備保管

補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかななければならない。

9 消費税仕入控除税額の取扱い

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に必要な書類を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、区長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

別表（第４条関係）

補助基準額		補助対象経費	補助率
1 定期的な預かり 別記第１の３に規定する事業を実施する場合	年間実施日数	事業実施に必要な経費のうち、区長が適当と認めたもの	10/10
	1 か所当たりの年額		
	1 日以上104日以下		
	105日以上208日以下		
	209日以上		
2 開設準備経費 新たに事業を開始する場合及び利用児童数の増加等 によって施設の改修が必要となる場合 4,000,000円（1 か所当たり年額）		事業実施に必要な改修費、備品購入経費等のうち、区長が適当と認めたもの	10/10
3 利用者負担額の無償化 対象児童１人当たりの利用者負担額。ただし、月額 48,000円を上限とする。		利用者負担額の無償化の実施に必要な経費のうち、区長が適当と認めたもの	

備考

- 1 年度途中で事業を開始又は終了した場合、又は年度内の特定の月に事業を実施しない場合に適用される定期的な預かりに係る補助基準額は、年額を12月で除した値(小数点以下は切り捨て)に事業実施月数を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)とする。
- 2 開設準備等経費の補助対象経費は、補助金交付年度中に支払われたものに限る。